

● 確定申告はお早めに!!

申告所得税及び消費税の申告期限・納付期限、口座振替日は下記のとおり延長されました。

	申告、納税期限 (延長後)	口座振替日 (振替納税ご利用の方)
申告所得税及び復興特別所得税	4月16日 (木)	5月15日 (金)
消費税及び地方消費税	4月16日 (木)	5月19日 (火)

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

【 申告を間違えたときなどの手続 】

○ 税額を多く申告していたとき (更正の請求)

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求められます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

○ 税額を少なく申告していたとき (修正申告)

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表(修正申告書・別表)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

令和2年4月1日から、すべての雇用保険被保険者について雇用保険料の納付が必要となります

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者※に関する雇用保険料は免除されていましたが、令和2年4月1からは、高年齢労働者※についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となりますのでご注意ください。

(※) 高年齢労働者とは保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

令和2年度の協会けんぽの保険料率が改定されます

協会けんぽ三重支部の健康保険料率及び介護保険料率は、令和2年3月分(4月納付分)から変更されます。

	現行		令和2年3月分～
健康保険料率	9.90%	→	9.77%
介護保険料率	1.73%	→	1.79%



※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※ 賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

特定保険料率・基本保険料率とは

健康保険料率(9.77%)のうち、6.34%は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度・介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

出張健康診断のお知らせ

伊賀市商工会では、会員の福利厚生対策の一環として、事業主、従業員、家族の健康保持増進を図るために、出張健康診断事業を実施します。従業員を常時雇用する事業主は労働安全衛生法に基づき、必ず年1回定期的に健康診断を実施しなければなりません。出張には各場所で30名以上のご利用が必要となります。

詳細、申込は実施前にご案内させていただきますので是非ご利用くださいますようお願いいたします。



実施予定時期	9月～10月を予定
出張予定場所	伊賀市商工会 各支所（伊賀、青山、阿山、大山田、島ヶ原）
実施機関	一般財団法人 滋賀保健研究センター
健診内容	「協会けんぽ一般健診」（協会けんぽ加入者の35歳以上の方対象） 7,160円 「定期健康診断」 9,000円 （金額は令和元年度のものでありますので変更になる場合もあります）

新型コロナウイルス感染症関連融資制度について（日本政策金融公庫）

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的業況が回復し、発展することが見込まれる方

- 最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
- 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

- (1) 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高
- (2) 令和元年12月の売上高
- (3) 令和元年10月から12月の平均売上高

資金用途：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金

融資限度額：6,000万円

利率（年）：基準利率

ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは 基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率

返済期間：設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）

運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

担保：無担保

【新型コロナウイルス対策マル経（小規模事業者経営改善資金）】

対象者：商工会等の経営指導を受けている小規模事業者の商工業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方

※商工会長等の推薦が必要となります。

融資限度額：通常融資額（2,000万円）＋別枠1,000万円

利率：当初3年間 特別利率F-0.9%（別枠の1,000万円以内）

4年目以降 特別利率F

返済期間：設備資金 10年以内（うち据置期間4年以内（別枠の1,000万円以内））

運転資金 7年以内（うち据置期間3年以内（別枠の1,000万円以内））

担保：無担保

取扱期間：令和2年3月17日から令和2年3月31日まで（公庫申込受付分）

ただし、令和2年1月29日以降、経営改善資金の申込みを行っている者が、コロナマル経の適用対象に該当する場合には、貸付日に遡ってコロナマル経の適用を受けることができる



次回の 会員一斉訪問実施予定日は 4月16日(木) です



当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。16日にお伺いできない場合は20日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所（☎ 45-2210）までお願いいたします。

《貸付金利の状況》		(令和2年3月1日現在)
日本政策金融公庫	普通貸付基準利率（使用用途、返済期間、担保の有無等により異なる）	基準金利
	経営改善貸付（無担保・無保証人）	特別金利F
三重県融資制度	小規模事業資金（第三者保証不要・別途保証料）	1.60% または 1.70% →
商工貯蓄共済制度	一般（保証料不要）	1.675%～2.075% →
	保証協会保証付（別途保証料）	1.40% →